

農地利用最適化推進委員の募集について

現在の農地利用最適化推進委員の任期が令和5年9月30日で満了を迎えることに伴い、次期委員を次のとおり募集します。

農地利用最適化推進委員

1 募集人数

1 人

報酬及び費用弁償の額は、下記の通りとします。

・¥25,000-/月額

2 任期

農業委員会が委嘱した日から令和8年9月30日まで(3 年間)

3 資格等

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

4 主な業務

- (1) 農業委員と連携し、担当区域内の農地利用の最適化を推進するための現場活動を行う。
- (2) 各種会議、研修会への出席
- (3) 農業経営合理化の支援、農業一般に関する調査・情報提供、農業者年金の加入推進

5 選任方法

推薦を受けた者及び応募した者について、農業委員会が決定・委嘱する。

農業委員・農地利用最適化推進委員(共通事項)

1 推薦・応募方法

所定の様式に必要な事項を記入の上、村役場内 農業委員会事務局に持参または郵送により提出してください。

※推薦者になれるのは、農業関係者(満 20 歳以上の者又は各区長が推薦する者)です。

※様式は、観光産業課窓口にて配布又は村公式ホームページよりダウンロードできます。

2 受付期間

令和5年6月30日(金)から令和5年7月28日(金) 午後 5 時まで(必着)

3 情報の公表

法令の規定により、推進を受けた者・応募した者等に関する事項について、受付期間の間及び終了後に、渡嘉敷村公式ホームページ等において公表します。

※公表事項:氏名、職業、年齢、性別、農業委員・農地利用最適化推進委員に係る経歴及び農業経営の状況等

4 身分

渡嘉敷村の特別職の非常勤職員

5 委員になることができない者

- (1) 本村に対する支払に滞納等がある者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 渡嘉敷村に住所を有しない者
- (4) 満 20 歳未満の者
- (5) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

*** ご 連 絡 先 ***

住 所 : 〒 9 0 1 - 3 5 9 2
渡嘉敷村字渡嘉敷 1 8 3 番地
T E L : 0 9 8 - 9 8 7 - 2 3 2 3
渡嘉敷村農業委員会事務局
(村役場 観光産業課 振興係)